

島田市自治基本条例シンポジウム 質疑応答（後日回答分）

Q 1・島田市自治基本条例を考える市民会議の団体推薦委員の団体の内訳はどのようになっているか？

A 1・自治基本条例を考える市民会議の委員については全て公募市民で構成するのではなく、まちづくり（自治）に関係する団体から委員を推薦していただき、市民目線にプラスして、まちづくりに関する経験や知識を条例に反映することで、制定後の円滑なまちづくりの推進を図っています。市民会議委員 14 人のうち、団体からの推薦委員は 9 人で、自治会連合会から 3 人、社会教育委員・社会福祉協議会・商工会議所・男女共同参画推進委員・国際交流協会・NPO まちづくり川根の会からそれぞれ 1 人ずつ推薦していただいています。

Q 2・協働のまちづくりを実行するために、理念条例といわれる自治基本条例制定後に、個別の条例を作る考えはあるか？

A 2・どのような内容の条例になるかはまだわかりませんが、いわゆる下部条例と言われる条例については必要があれば制定していく考えです。

Q 3・全国で制定されている自治基本条例の中で個性のある条例を教えて欲しい。

A 3・別添の資料（第 6 回自治基本条例を考える市民会議資料 2）のとおりです。

Q 4・静岡県内では自治基本条例を制定する自治体が中部に集中しているが、なぜか？

A 4・明確な理由はわかりませんが、近隣市町間で切磋琢磨しながらこれからのまちづくりを考えていることも一因かもしれません。

Q 5・市町村合併の様な場合、それぞれの自治基本条例を定めていた場合はどうすべきか？

A 5・合併時のそれぞれの自治体の考え方によると思いますが、平成 22 年に旧栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の 1 市 3 町が合併して誕生した栃木県栃木市（後に西方町、岩舟町を編入）では、旧栃木市と大平町がそれぞれ独自に自治基本条例を制定していましたが、合併後の平成 24 年 10 月に新たに栃木市自治基本条例を施行しました。

Q 6・他自治体の住民投票条例に外国人団体が関わった事をご存知でしょうか？

A 6・把握しておりません。

Q 7・住民参加推進の満足度が低い理由は？内容は？分析が十分か？

A 7・大きな理由としてこれまでの市の取り組みに理由があると考えています。実際に市の方針が大きく変わった平成 25 年度から、ゆめ・みらい百人会議などの住民参加推進の事業を新規に行った結果、満足度が平成 25 年度の-1.04 から平成 26 年度には-0.37 と他の事業と比べて大幅な上昇となりました。

Q 8・自治基本条例がないと行政のチェックができないのか？

A 8・自治基本条例がないと行政のチェックができないといわけではありませんが、自治基本条例は行政のチェックを行うためだけの条例というわけではなく、市民主体の協働のまちづくりを更に推進していくための条例でもあります。従来のチェック機能や市民・議会・行政の役割や責務、協働のまちづくりの仕組みやルールをわかりやすく知らせることができると考えています。

Q 9・議会に否決されたらどうするのか？

A 9・否決されることを想定して議案を提出することはありませんので、ご質問について回答することは現時点ではできません。いずれにしましても、今後の市民会議での検討や市民アンケートの結果等から多くの市民のみなさんの意向を反映している条例案を提出すれば、公選で選ばれた市民の代表である議員のみなさんにも条例案を尊重していただけると考えています。

Q10・制定メンバーだけで話し合いがされて逆に住民参加推進の満足度が低いとされないか？意識レベルは？

A10・これまでに制定された条例や計画と比較しても、市民アンケートの実施、広報しただでの特集、そしてこのシンポジウムと、多くの市民が参画できる機会を設けており、今後もその方針は継続していく予定です。

Q11・協力してまちづくりを進めると言う前に何が問題なのか？行政のサービスレベルが低いのか？住民の思いを十分吸い上げてできているのか？

A11・人口減少、税収減少によって求められる市民ニーズに対して十分な行政サービスを提供できなくなってきました。そして今後それが改善するどころか更に悪化していくことが想定されています。

Q12・理念的なものを制定すると言うが、それで具体的な課題を解決できるのか？

A12・理念だけでなく、まちづくりの仕組みや基本的なルールを自治基本条例で制定することが基本となっています。1つの課題を解決するために市民・議会・行政3者が役割を果たし（市民と行政が話し合い、行政が政策を決定し、議会が審議す

る)、その過程について必要であれば、個別条例を整備していきます。

Q13・隣保組織としての隣組、町内会をどう考え、認識、位置づけているのか？いつの間にか、隣組、町内会が自治会という名前に変更してきたように思うが、島田市と牧之原市の経過はどうか？

A13・(協働推進課から回答) 町内会や隣組は、会員相互の親睦や福祉向上のほか、連帯感の醸成、住みよいまちづくりの推進などをめざして、地域において結成される任意の団体で、自主的に運営されているものと認識しており、市では、その呼称や組織について関与しておりません。ただし、少子高齢化、人口減少社会の状況のもとにおいては、地域コミュニティにおいて、防災対策をはじめ、高齢者対策など、共助の取り組みのため、町内会や隣組は必要であると市では考えております。

現在、島田市には68の自治会がありますが、まず、この自治会組織が構成されるまでの経緯をご説明します。平成17年5月5日、旧島田市と旧金谷町が合併して新島田市が誕生しました。平成20年4月1日、島田市と旧川根町が合併しました。平成17年5月の島田市と金谷町との合併に伴い、島田市町内会長連合会と金谷町総代連絡協議会との統合に向けて、平成15年度から協議・検討を進め、その結果、平成18年4月から両組織が統合することとなりました。そうした中、島田市町内会長連合会(当時)としても、統合を契機に町内会組織の再編について検討・協議・調整をして、平成18年4月からブロック化を実施し、現在の68自治会となっています。なお、現在でも、隣組、町内会組織は、地域の皆様のお考えに基づき残っています。なぜ、町内会の再編に係る結論、ブロック化を実施した理由については、以下のとおりです。

一方、牧之原市は、平成23年度に「自治会組織のあり方」について市民と行政とが協議を行い、自治会組織を「区」という呼称で26設けております。複数の町内会で区が構成されている場合には、この区の下部組織として「町内会」が存在しますが、一つの区に対し一つの町内会の場合には、町内会組織がない区もあります。また、隣組は町内会組織の下部組織として、「組」または「班」という呼称で存在しています。

■結論

- ・小規模な町内会をブロック化し、自治会組織を目指す。
- ・一定規模の町内会はそのまま自治会へ移行する。
- ・町内会組織は当分の間そのままとし、役員構成や会計・活動等は従前のとおりとする。
- ・自治会ごと、自治会長を選出する。
- ・実施期日は平成18年4月1日とする。

■ブロック化する理由

近年、一部町内会では、生活形態の多様化や住環境の変化により、地域における人口の偏りと地域内の連帯化が希薄し、地域の核となる自治会としての機能が十分に発揮できていないところが見受けられます。

自治会組織は、地域住民の方々が「安心した住みよい環境づくり」を推進するためには欠かせないものであり、また行政からの受け皿としての機能も備えており重要なものである。

このため、ブロック化（町内会再編）は、歴史ある町内会組織を残しつつ、自治会活動が円滑に運営できるよう、地域性と世帯数を考慮して自治会組織を構築していくものです。

なお、再編にあたっては、町内会長連合会の中に町内組織等検討委員会を組織し再編案を作成、理事会においても検討を加え、各町内会の意向を尊重して実施していくものです。